

# 日本誠真会の次なる戦い

日本誠真会組織対策委員・弁護士 木原功仁哉



## 参院選の結果を受けて

7月の参院選で、吉野敏明党首率いる日本誠真会は全国比例2名(吉野・木原)、選挙区10名を擁立して戦つた。結果は比例票33万3千票余りにとどまり当選者を出すことができなかつた。しかし、南出喜久治・党顧問や私が一貫して唱えてきた真正護憲論(占領憲法は憲法として有効ではないもののアメリカとの間の講和条約の限度で有効であり、現在でも大日本帝国憲法が有効であるとの見解)に基づき、属国体制からの脱却を掲げて戦後80年の節目の全国選挙で戦つたことの歴史的意義は刮目されるべきであり、今後この思想的傾向が後戻りすることなく前進し続けることを確信している。

## 占領憲法98条の正体

選挙戦の終盤は、参政党が大きく勢いを増す中、参政党や日本保守党との政策の差別化を図るため、占領憲法第98条問題を集中的に訴えた。

占領憲法第98条問題とは「日本国憲法の最高法規性」とは名ばかりで、日米安全保障条約や日米地位協定をはじめとする条約の方が占領憲法に優先し、我が国は属国化が続いている実態があるという問題である。第98条第1項には「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」とあり、一見すると、占領憲法に反するいかなる立法・行政・司法行為もなし得ないかのように読める。

しかし、同条第2項には、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とある。

占領憲法については、占領憲法と条約のいずれが優位であるかについて憲法優位説と条約優位説とがあるが、憲法優位説を主張するのであれば、第1項に敢えて「条約」が入っていないことをどう説明するのか、という点である。欠落とか誤記などとの理由は憲法条文の解釈では通用しない。そうだとすれば、占領憲法に違反する条約であつても、第2項で遵守する必要が生じるので、条約は占領憲法に優位することになる。

また、第1項には、「國務に関するその他の行為」とあるので、「外務」すなわち「外交」関係の政務である条約は除外されることになるのは文理解釈として当然である。

したがつて、「國の最高法規」ではあつても、国を超えた規範が存在することを認めていることになるので、条約優位説が正しいことになる。

憲法優位説は憲法学者が、条約優位説は国際法学者がそれぞれ主張しているが、お互に手前味噌の主張

ではあつても、それでも憲法優位説には説得力がない。かくして条約優位説に立つて占領憲法と条約との関係を検討すると、後に述べるとおり、恐ろしい結果を招くことになるのである。

まず、昭和56年の条約法に関するジュネーブ条約(条約法条約)である。この条約は、国の代表者に対する強制(第51条)及び武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制(第52条)の結果締結された条約は無効であると規定する。

我が国がポツダム宣言を受諾したのは、帝国憲法第13条による講和大権に基づくものであるが、このポツダム宣言には、これを受諾する以外の「日本国」の選択は、迅速且完全なる壊滅あるのみとす。」として、原爆を次々と投下して我が國の国土国民を壊滅させるとするジエノサイド宣言であり、すさまじい強制であり、それに引き続く降伏文書からサンフランシスコ講和条約に至るすべての条約は、すべて強制状態の継続によつてなされたものであるから、すべて無効であるはずである。

しかし、条約法条約第4条は「この条約は、自國に

ついてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生の後に締結される条約についてのみ適用する。」とあり、昭和56年までに締結した条約には適用がないとするのである。

つまり、我が国は、占領憲法を憲法であるとする限り、ポツダム宣言の受諾以降の強制による条約を無効であると主張することができなくなり、その後の条約群によつて属国化し植民地化した我が国の状況は完全に固定化されてしまったことになる。これは、GHQの傀儡政権である自民党が、ジエノサイド宣言であるポツダム宣言の受諾が無効であると主張したりするなど一切異議を述べませんと誓約して属国の地位を固定化するために確信犯的に締結したということである。

次に、昭和29年の日米MSA協定は、食料・エネルギー自給をさせずに外国にそれを依存させることを我が国に義務付け、輸入体質に落とし込んだ。このMSA協定によつて、稲米備蓄は許されず、備蓄するとしても劣化の早い玄米備蓄を強制したのである。

そして、令和6年のGATS協定によつて、大正14

年の相互主義を定めた外国人土地法は骨抜きにされ、外国人の土地所有を無条件で許して、国土の侵略行為を野放しに容認してしまつた。これも占領憲法を憲法とする限り、GATS協定の無条件条項を破棄することはできなくなつたのである。

我が国の領土侵犯がなされている事態においては、真正護憲論に基づいて、帝国憲法体制に復元して、GATS協定の無条件条項を破棄し、外国人土地法の相互主義の原則を徹底して、速やかに中共人が取得した土地のすべてを無償にて没収して、領土侵略を排除して国土を回復し皇土保衛を実現することができる。真正護憲論でなければ、論理的にもこのことができないのである。

### 参政党の新憲法案

自民党、日本維新の会、参政党が占領憲法の改正案又は新憲法案を提示しており、その他のすべての政党は、占領憲法護憲派であり、これらの政党の憲法観に対する対しては言及する価値も必要性もない。

まず、自民党的憲法改正草案は、憲法として無効な

占領憲法を改正する前提自体に誤りがあり、無効のものを改正したところで無効であることに変わりはない。

また、占領憲法第98条は、そのまま踏襲している点からすると、条約優位説を固定化することによつて、これまでの条約群によつて我が国の独立性を奪う占領憲法体制（属国体制、植民地体制）を固定化することを認めることになる。このことは、日本維新の会の改正草案についても同様である。

一方、参政党が令和7年5月に提示した新日本憲法案に至つては、その基本原則がおぞましい限りである。多くの問題があるが、次の二点が特に重大である。

まず問題なのは、この新日本憲法案は、「この憲法を制定する。」としているが、何を根拠に憲法制定ができるのかが不明である。いわゆる憲法制定権力なる

ものを肯定するのであれば、それは国民主権ということがなるが、それが占領憲法の国民主権と同じであれば、これは占領憲法改訂に過ぎない。

帝国憲法の全否定といふ意味では、自民党と参政党は同じ立場であり、戦後保守の典型である。

次に、参政党の新日本憲法では、占領憲法第98条第1項に対応させて、憲法草案第32条第1項に「条約」を追加している。これによつて、条約優位説から憲法優位説に変更したことになるが、この効力が発生するのは、この憲法が制定された以後のことになる。

そうすると、それ以前には遡及しないため、それ以前の条約優位説による解釈が固定され、我が国は、ポツダム宣言から新憲法制定までのすべての条約群に拘束されることをわざわざ確定させることを狙つているのである。これでは日本人ファーストといふ保守風味のスローガンで国民を騙して、結果的には、日本人ラスト、日本人スタイルとして占領憲法体制を固定させるのである。

しかし、参政党の支持者には、占領憲法に疑問を抱いている者が多くいるので、このことを知れば真正護憲論に転向するはずである。

真正護憲論は、その透徹した理論により、保守勢力を一本の基軸にまとめ上げる高い潜在的能力を有している。我々は、祖国日本の再生のため、引き続き精力的に政治活動に取り組んでいく覚悟である。